

9 特定区域における基準（条例第9条～第12条）

屋外広告物規制は、禁止区域・禁止物件の規定及び広告物の種類ごとの規格による2本の柱を中心に行われており、これらは主として都市計画法上の用途地域に基づいて定められています。

しかし、東京の都市景観は多様であり、用途地域に基づく基準だけでは都内の地域特性にきめ細かく対応していくのに必ずしも十分とはいえません。

そこで、地域の景観特性に応じた広告物規制を進め、個性豊かな街並みの形成を誘導するため、広告物規制と都市計画法上の地区計画等及び東京のしゃれた街並みづくり推進条例上の街並み景観重点地区との連携や、地域の実情に詳しい地元住民等による自主的な規制を内容とする広告協定地区及び屋外広告物条例独自の制度である広告誘導地区を制度化しました。

(1) 基準の内容

地区計画等、街並み景観重点地区及び広告誘導地区において、屋外広告物の基準を屋外広告物条例施行規則に定める場合には、建築物の壁面又は屋上を利用した広告物あるいは敷地内の独立看板等が対象となります。屋外広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法に関する事を基準として設けることができます。

(2) 手続の流れ

手続の流れは次ページの図のとおりです。この制度の導入により、知事が広告物審議会の意見を聴いて定めていた広告物等の規格について、地元のまちづくり協議会や区市町村の意向が反映され、諸制度との連携及び各地域の景観特性に対応した広告物規制が実現することとなりました。

(3) 活用事例

① 広告協定地区

臨海副都心では、国際化・情報化の進展に対応しつつ、バランスのとれた都市機能を備えた世界都市東京の新しい顔となるよう、質の高い都市景観の形成を目的として、平成7年11月に広告協定地区の指定を行っています。

この指定により、地域における効果的な都市景観の維持・向上及びより良好な地域環境の形成が促進されます。

② 地区計画

江戸川区（平成20年、平成25年及び平成27年）、千代田区（平成22年）、足立区及び品川区（平成24年）において、特定区域における基準（地域ルール）を活用した屋外広告物規制を行っています。

本区域では、都市計画法に基づく地区計画を活用して良好な景観形成を図っており、屋外広告物については、例えば自家用広告物に限って表示可能とすることや屋上広告物の設置を禁止することなど地域の実情に応じたきめ細かな基準が定められています。

[具体的な手続きの流れ]

